

## 別府市建設工事契約に係る最低制限価格制度試行要領

制定	平成 21 年 6 月 12 日 別府市告示第 187 号
改正	平成 21 年 9 月 28 日 別府市告示第 294 号 平成 23 年 5 月 31 日 別府市告示第 195 号 平成 25 年 3 月 29 日 別府市告示第 80 号 平成 26 年 3 月 25 日 別府市告示第 99 号 平成 28 年 3 月 31 日 別府市告示第 141 号 平成 29 年 3 月 31 日 別府市告示第 148 号 平成 31 年 4 月 1 日 別府市告示第 174 号 令和元年 9 月 2 日 別府市告示第 359 号 令和 4 年 3 月 8 日 別府市告示第 73 号 令和 4 年 5 月 24 日 別府市告示第 268 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、市が一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）により建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。）の請負契約（以下「建設工事契約」という。）を締結しようとする場合における最低制限価格制度の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において最低制限価格制度とは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10又は第167条の10の2第2項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときの数値的判断基準の額を設け、又は契約内容に適合した履行を確保するために特に必要があると認めるときに最低制限価格を設け、落札者を決定する制度をいう。

(対象となる入札)

第3条 最低制限価格制度の対象となる競争入札は、予定価格が130万円を超える建設工事契約とする。ただし、契約担当者が最低制限価格制度を採用する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(最低制限基準価格の設定)

第4条 契約担当者は、最低制限価格制度を採用する競争入札を実施する場合は、最低制限基準価格（以下「基準価格」という。）を設定する。

2 基準価格は、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格の10分の9.2を超える場合は予定価格に10分の9.2を乗じて得た額とし、予定価格の10分の7.5に満たない場合は予定価格に10分の7.5を乗じて得た額とする。

- (1) 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
- (2) 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
- (3) 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
- (4) 一般管理費の額に10分の6.8を乗じて得た額

3 前項の規定にかかわらず、契約担当者が特に必要と認める場合は、予定価格に10分の7.5から10分の9.2までの範囲内で契約担当者が定める割合を乗じて得た額を基準価格とすることができる。

(最低制限価格制度に係る審査の実施)

第5条 契約担当者は、基準価格を下回る入札が行われた場合は、最低制限価格制度に係る審査を実施するものとする。

(最低制限価格の算定)

第6条 前条に規定する場合において、同条の審査を実施するために、最低制限価格を算定する。ただし、有効な入札の全てが基準価格を下回る場合は、最低制限価格の算定を行わない。

2 最低制限価格は、予定価格の制限の範囲内の有効な入札について平均入札価格（消費税及び地方消費税を含まない。）を算出し、その算出額に補正値を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が基準価格を上回る場合は、基準価格を最低制限価格とする。

3 前項の補正値は、10分の9とする。

4 第2項の規定により算定した最低制限価格は、その決定後に入札の無効があった場合においても変更しない。

（落札者の決定）

第7条 前条第1項の規定により最低制限価格を算定した場合は、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって有効な入札をした者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

（有効な入札の全てが基準価格を下回る場合の取扱い）

第8条 第6条第1項ただし書に規定する場合において、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるかどうかを判定するための数値的判断基準の額を算定する。

2 前項の判断基準の額は、予定価格算出の基礎となった次の各号に掲げる経費の額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費 100分の90

(2) 共通仮設費 100分の80

(3) 現場管理費 100分の80

(4) 一般管理費 100分の30

3 第6条第1項ただし書に規定する場合において、有効な入札をした者の見積もった前項各号に掲げる経費の額のいずれかが同項の規定により算定した判断基準の額を下回るときは、契約内容に適合した履行がされないおそれがあるものと判断し、競争入札の落札者とししない。

4 第6条第1項ただし書に規定する場合は、前項の規定により競争入札の落札者にしないとした者を除いた者のうち、最低の価格をもって入

札をしたものを落札者とする。

5 第3項に規定する判定は、別府市建設工事積算内訳書取扱要領（平成21年別府市告示第293号）第3条の規定により提出された積算内訳書により行うものとする。

（競争入札参加者への周知等）

第9条 契約担当者は、競争入札を実施する場合に最低制限価格制度を採用するときは、当該競争入札が最低制限価格制度を採用する競争入札であることを公告又は指名通知書等に明記するとともに、次に掲げる事項の周知に努めるものとする。

(1) 基準価格を定めていること。

(2) 基準価格を下回る入札を行った者は、最低の入札価格を提示した者であっても、必ずしも落札者とならない場合があること。

(3) 有効な入札の全てが基準価格を下回る場合は、最低制限価格を算定せず、当該入札をした者が見積もった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の額と判断基準の額を比較し、いずれかの額が判断基準の額を下回るときは、当該競争入札の落札者とししないこと。

（委任）

第10条 この要領に定めるもののほか、建設工事契約に係る最低制限価格制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、告示の日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知をする競争入札に付する建設工事から適用する。

附 則（平成21年9月28日告示第294号）

（施行期日）

1 この要領は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別府市最低制限価格制度試行要領は、この要領の施行の日以後に入札公告又は指名通知をする競争入札に付する建設工事から適用し、この要領の施行の前に入札公告又は指名通知をした競争入札に付する建設工事は、なお従前の例による。

附 則（平成23年5月31日告示第195号）

(施行期日)

- 1 この要領は、平成23年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別府市最低制限価格制度試行要領は、この要領の施行の日以後に入札公告又は指名通知をする競争入札に付する建設工事から適用し、この要領の施行の前に入札公告又は指名通知をした競争入札に付する建設工事は、なお従前の例による。

附 則 (平成25年3月29日告示第80号) 抄

(施行期日等)

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行し、同日以後に入札公告又は指名通知をする建設工事に関する業務委託契約から適用する。

附 則 (平成26年3月25日告示第99号)

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第141号)

この要領は、平成28年4月1日から施行し、改正後の第4条第2項の規定は、同日以後に入札公告又は指名通知をする競争入札に付する建設工事から適用する。

附 則 (平成29年3月31日告示第148号)

この要領は、平成29年4月1日から施行し、改正後の第4条第2項の規定は、同日以後に入札公告又は指名通知をする競争入札に付する建設工事から適用する。

附 則 (平成31年4月1日告示第174号)

この要領は、告示の日から施行し、改正後の第4条第2項及び第3項の規定は、同日以後に入札公告又は指名通知をする競争入札に付する建設工事から適用する。

附 則 (令和元年9月2日告示第359号)

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月8日告示第73号)

この要領は、令和4年4月1日から施行し、改正後の第4条第2項の規定は、同日以後に入札公告又は指名通知をする競争入札に付する建設工事から適用する。

附 則（令和４年５月２４日告示第２６８号）

この要領は、令和４年６月１日から施行し、改正後の第８条第２項の規定は、同日以後に入札公告又は指名通知をする競争入札に付する建設工事から適用する。